

平成27年度第1回 千葉県情報公開推進会議  
会議次第

日時：平成27年9月16日（水）

午前10時から

場所：千葉県庁本庁舎1階 多目的ホール

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長の選出等について
- (2) 千葉県情報公開推進会議の組織・運営について
- (3) 開示請求等運用状況について
- (4) 工事等の金額入り設計書の交付手続きの見直しについて
- (5) 苦情処理等について

3 その他

4 閉 会

## 千葉県情報公開推進会議委員名簿

委嘱期間：平成27年7月7日から平成29年7月6日まで（2年間）

委員の区分		委 員	
		氏 名	役 職 名
学 識 経 験 者	大 学 教 授	まつむら まさお 松村 雅生	日本大学大学院 法務研究科教授
	弁 護 士	さ の よしふさ 佐野 善房	弁護士
	弁 護 士	すえよし と わ 末吉 永久	弁護士
	弁 護 士	はしもと たくろう 橋本 拓朗	弁護士
住 民 の 代 表 者	経 営 者 団 体	なかはし かずお 中橋 一夫	長南町商工会会長 千葉県商工会連合会監事
	教 育 関 係 団 体	おおた のりこ 大田 紀子	千葉県PTA連絡協議会 会長
	環 境 団 体	くわは た かずこ 桑波田 和子	環境パートナーシップちば 代表
	福 祉 団 体	かみたに ごう 上谷 豪	中核地域生活支援センター なかまネット所長

(敬称略)

平成27年度第1回 千葉県情報公開推進会議  
会議資料

平成27年9月16日



## 附属機関の運営等

## 千葉県行政組織条例（抄）

（会長及び副会長）

第30条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によつてこれを定める。

2項、3項（略）

4 副会長が置かれていない附属機関（千葉県障害者介護給付費等不服審査会を除く。）にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

第31条（略）

（会議）

第32条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2項、3項（略）

（部会）

第33条 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4項、5項（略）

6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもつて当該附属機関の議決とみなすことができる。（略）

7項（略）

（会議の運営等）

第34条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。



## 千葉県情報公開推進会議の設置について

## 1 設置の根拠等

## (1) 設置に至る経緯

- ・千葉県情報公開推進委員会の提言 平成15年9月
- ・千葉県情報公開審査会の答申 平成16年8月

## (2) 設置年月日 平成17年7月7日

## (3) 設置の趣旨 情報公開制度の充実と円滑な運用のために、制度の運営の改善について県民の意見を取り入れ検討し、併せて開示請求者等からの情報公開事務に関する苦情の処理を行う附属機関として設置

## (4) 設置の根拠 千葉県行政組織条例第28条 別表第2、第29条 別表第3

## (5) 権能等の規定 千葉県情報公開条例第27条の2

千葉県議会情報公開条例第28条の2

## (参考)

## 千葉県行政組織条例(抄)

## (設置等)

第28条 県に別表第2上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

## 2項、3項(略)

## (組織等)

第29条 前条第1項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第3のとおりとする。

## 2項(略)

## 別表第2

附属機関名	担任する事務
千葉県情報公開推進会議	情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

## 別表第3

附属機関名	組織	委員の構成	定数	任期
千葉県情報公開推進会議	会長	1 学識経験を有する者	5人以内	2年
	委員	2 住民の代表者	10人以内	

## 千葉県情報公開条例(抄)

## (推進会議)

第27条の2 千葉県情報公開推進会議(以下「推進会議」という。)は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議するため、必要な情報の提供を実施機関その他推進会議が必要と認めるものに求めることができる。この場合において、当該情報の提供が行政文書の提示により行われたときは、何人も、推進会議に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 県民は、情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対して述べることができる。

3 開示請求をし、又はしようとするものは、実施機関の情報公開に係る事務についての苦情があるときは、推進会議に対し、その旨を申し出ることができる。ただし、次の各号に掲げる苦情については、これを申し出ることができない。

(1) 審査会の調査権限についての苦情

(2) 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情

(3) 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てを行った場合における当該不服申立てに係る苦情

4 推進会議は、前項の規定による苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

5 推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 2 具体的な活動

- (1) 制度の運営の改善についての調査審議  
 情報公開制度の充実と円滑な運営のため、請求、決定等の情報公開事務の状況等に基づき、制度の運営の改善について調査審議する。
- (2) 情報公開事務に関する苦情処理  
 情報公開事務に関する苦情を受け付け、第三者的立場から事情等を調査し、これらの苦情を処理する。

## 千葉県情報公開推進会議の活動実績について

## 1 第5期の活動実績(平成25年7月7日～平成27年7月6日)

## (1) 会議(全体会)開催の状況

情報公開推進会議では、情報公開制度の運営の改善について調査審議するとともに、開示請求者等から申出のあった苦情の処理結果の報告などを行っている。

## ア 平成25年度第2回会議(平成25年9月24日)

- (ア) 会長の選出、職務代理者の指定、部会の委員の指名が行われた。
- (イ) 千葉県情報公開推進会の組織・運営について及び第4期(平成23年7月7日～平成25年7月6日)の活動実績及び苦情処理調査部会についての説明があり、質疑があった。
- (ウ) 開示請求等運用状況及び情報提供の状況について説明があり、質疑があった。

## イ 平成26年度第1回会議(平成24年6月12日)

- (ア) 知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の改正(全部開示決定通知書様式に教示をする改正)について説明があり、意見があり、了承された。
- (イ) 電磁的記録の写しの交付に際しての記録媒体の取扱いについて説明があり、質疑及び意見があり、了承された。
- (ウ) 開示請求等運用状況について説明があり、質疑があった。
- (エ) 平成25年度及び平成26年度になされた苦情申出の概要及び苦情処理調査部会が処理した18件の苦情の処理結果についての報告・説明があり、質疑及び意見があった。

## (2) 苦情処理調査部会の開催状況

苦情事案に係る調査を行った調査委員は、調査の結果を部会に報告し、部会において苦情処理に関する検討を行った結果、関係する実施機関等の対応に問題があったと認めるときは、実施機関等に対し、問題点を指摘し、是正等に関する意見を通知することとしている。

## ア 平成25年度の苦情処理状況

平成25年度は、17件(申出実人数1名)の苦情申出があり、実施機関に是正を求めた事案は0件であった。

・第1回部会(平成25年9月24日)

・第2回部会(平成26年3月17日)

## イ 平成26年度の苦情処理状況

平成26年度は、6件(申出実人数2名)の苦情申出があり、実施機関

に是正を求めた事案は2件であった。

- ・第1回部会（平成26年6月27日）
- ・第2回部会（平成27年3月5日）

## 2 苦情処理について

苦情処理の検討の結果、実施機関に対し改善の必要が認められる事項について、是正等に関する意見を通知した。

是正を求めた主な内容は、開示請求に係る個人情報の漏えい、対象文書の特定や特定に係る補正の手続、開示決定等の期限の徒過、異議申立てに対する処理、異議申立てに係る文書の保存期間の設定、開示を実施する文書の処理、開示請求者に対する対応、などについてである。

### 【参考】苦情処理状況（件）

年度 処理結果	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計
実施機関に 是正を求め た事案	4	1	1	6	5	7	6	5	0	2	37
実施機関の 対応に不適 切な点があ りかつなかつた事案	7	9	12	19	4	9	16	10	15	4	105
行政不服審 査法など他 制度により 処理される べき事案	9	2	2	0	0	0	3	3	2	0	21
取下げの事 案	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2
処理中の事 案	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度別苦情 件数	20	12	16	25	9	16	25	19	17	6	165
（申出実人 数）名	(6)	(2)	(2)	(2)	(6)	(2)	(2)	(2)	(1)	(2)	(11)

\* H27年度の苦情申出件数は、12件（H27.9.16現在）（申出実人数2名）

【平成 21 年 8 月 27 日付け情公推第 29 号別紙】 平成 23 年 3 月改正

## 苦情処理調査部会の運営について

苦情処理調査部会においては、部会を構成する委員以外の委員にも下記のとおり部会に参加いただくこととしている。

### 記

#### 1 委員の選任について

ア 原則は情報公開推進会議委員の名簿順に、部会に参加する旨事前に回答があった委員を選任するものとする。

イ 部会への参加の可否については、事前に委員に確認するものとする。

#### 2 委員の身分について

苦情処理調査部会を構成する委員ではなく推進会議の委員として、部会に關与するものとする。

#### 3 委員と申出人の利害関係の有無について

苦情申出や開示請求を一緒にやっていたなど、委員と苦情申出人の関係が強い場合は選任しないものとする。その他、利害関係の有無については苦情処理調査部会で検討するものとする。

#### 4 委員が關与する範囲について

ア 部会を構成する委員とともに調査にあたり、部会の会議で意見を述べるものとする。

イ 部会での最終的な議決・判断にあたっては、委員の意見を尊重するものとする。  
この場合において、意見が一致せず、部会で議決することが適当でないと部会長が判断する場合は、推進会議に報告するものとする。

## 開示請求等運用状況について

## 1 本県の情報公開制度の沿革について

年月	事項	説明
S 6 3 . 1 0	千葉県公文書公開条例の施行	対象を公文書（決裁・供覧文書）として公開制度を立上げ
H 1 0 . 4	特例条例の施行	千葉県公文書公開条例の非公開条項に対して、実施機関の職員の職・氏名や食糧費の支出に伴う懇談会等の出席者の所属・職・氏名並びに食糧費及びタクシー借上料の債権者の名称等を特例として公開する。
H 1 3 . 4	千葉県情報公開条例の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本理念として「知る権利」「説明する責務」を明記</li> <li>・ 対象文書を組織共用文書（電磁的記録を含む。）に拡大</li> <li>・ 実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えた（施行はH 1 4 . 4）</li> <li>・ 「適正請求」の責務に加え、併せて「請求権の濫用禁止」の規定を置いた。</li> <li>・ 請求権者を拡大し、実質的に誰でも開示請求できることとした。</li> <li>・ 出資法人の情報公開を規定（H 1 4 . 4 各出資法人において制度立上げ。）</li> </ul>
	行政資料有償頒布実施要綱の施行	県が作成した行政資料を希望者に有償で頒布する制度の立上げ
	県政情報の公表に関する要綱の施行	県の主要会議や主要事業の状況を初めとした県政情報を県民に公表する制度の立上げ
H 1 3 . 6	知事等の交際費の支出に係る情報の公表に関する要綱の制定	知事、副知事、出納長の交際費の支出に係る情報の公表の実施
H 1 4 . 4	千葉県議会情報公開条例の施行	千葉県議会に係る情報公開制度を立上げ
H 1 7 . 4	千葉県情報公開条例の改正 特例条例の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報公開推進会議の設置</li> <li>・ 開示請求対象文書の拡大</li> <li>・ 審議会等の会議の公開</li> <li>・ 特例条例の廃止及びこれに伴う情報公開条例の関係規定の改正</li> <li>・ 審査会委員の守秘義務違反に係る罰則の改正</li> </ul>
H 1 9 . 1 0	千葉県情報公開条例の改正	・ 郵政民営化に伴う規定の整備（一般信書便に対応：郵送 送付）
H 2 7 . 4	千葉県情報公開条例の改正	・ 独立行政法人制度の見直し（独立行政法人 行政執行法人）



## 2 請求等の状況

## (1) 開示請求件数の推移

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
請求件数(件)	15,299	9,354	20,702	22,434	16,762	23,979	36,510	54,999	21,599	9,456	12,918	16,122
請求者数(人)	288	298	360	360	306	335	402	418	435	488	564	577

請求件数は当該年度に開示・不開示の決定を行った件数を記載している。

## (2) 実施機関別請求件数

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
全体	件数	15,299	9,354	20,702	22,434	16,762	23,979	36,510	54,999	21,599	9,456	12,918	16,122
	割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
知事部局	件数	4,392	4,159	11,732	6,564	9,504	19,724	27,606	28,583	11,702	4,866	8,927	6,768
	割合	28.7%	44.5%	56.7%	29.3%	56.7%	82.3%	75.6%	52.0%	54.2%	51.5%	69.1%	42.0%
教育委員会	件数	8,037	4,158	7,654	13,720	4,290	2,359	7,361	25,614	8,235	2,900	3,047	6,885
	割合	52.5%	44.4%	37.0%	61.1%	25.6%	9.8%	20.2%	46.6%	38.1%	30.7%	23.6%	42.7%
選挙管理委員会	件数	166	287	447	359	2,374	1,295	348	387	331	32	21	129
	割合	1.1%	3.1%	2.1%	1.6%	14.2%	5.4%	1.0%	0.7%	1.5%	0.3%	0.2%	0.8%
監査委員	件数	2,198	32	98	1,061	134	149	62	9	463	88	0	0
	割合	14.4%	0.3%	0.5%	4.7%	0.8%	0.6%	0.2%	0.0%	2.1%	0.9%	0.0%	0.0%
人事委員会	件数	51	15	30	264	2	54	150	5	4	0	1	1
	割合	0.3%	0.2%	0.1%	1.2%	0.0%	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
企業庁	件数	69	45	83	79	180	28	669	53	91	222	244	267
	割合	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	1.1%	0.1%	1.8%	0.1%	0.4%	2.3%	1.9%	1.6%
その他	件数	386	658	658	387	278	370	314	348	773	1,348	678	2,072
	割合	2.5%	7.0%	3.2%	1.7%	1.6%	1.6%	0.9%	0.6%	3.6%	14.3%	5.2%	12.9%

## (3) 請求件数及び開示等の実施状況

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
請求件数	15,299	9,354	20,702	22,434	16,762	23,979	36,510	54,999	21,599	9,456	12,918	16,122	
開示	件数	8,739	4,588	11,312	8,878	7,905	5,673	5,819	12,397	10,519	3,534	7,204	7,557
	割合	57.1%	49.0%	54.6%	39.6%	47.1%	23.7%	15.9%	22.5%	48.7%	37.4%	55.8%	46.9%
部分開示	件数	5,251	3,094	8,306	12,456	7,395	17,208	30,114	40,671	8,508	5,232	4,856	7,217
	割合	34.3%	33.1%	40.1%	55.5%	44.1%	71.8%	82.5%	73.9%	39.4%	55.3%	37.6%	44.8%
不開示	件数	1,151	661	1,031	1,042	1,333	857	511	1,673	2,468	622	756	1,200
	割合	7.6%	7.1%	5.0%	4.6%	8.0%	3.5%	1.4%	3.0%	11.4%	6.6%	5.9%	7.4%
却下	件数	75	27	1	2	66	184	15	3	16	3	4	4
	割合	0.5%	0.3%	0.0%	0.0%	0.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
取下げ	件数	83	984	52	56	63	57	51	255	88	65	98	144
	割合	0.5%	10.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%	0.5%	0.4%	0.7%	0.8%	0.9%

不存在は不開示決定に含まれる。

(4) 請求件数の各県比較

年 度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
千葉県	15,299	9,354	20,702	22,434	16,762	23,979	36,510	54,999	21,599	9,456	12,918
茨城県	6,974	6,718	4,156	15,062	8,955	5,092	5,391	3,872	5,319	7,713	4,384
栃木県	4,673	4,108	7,174	4,125	4,741	9,447	6,706	8,916	10,489	10,924	11,066
群馬県	2,166	4,223	2,409	12,127	9,716	12,133	5,724	9,161	8,951	3,581	8,352
埼玉県	7,315	10,272	11,696	11,071	16,004	14,387	13,982	9,642	11,638	19,494	7,259
東京都	3,297	3,533	3,467	4,621	4,949	5,833	7,311	10,638	11,635	11,314	11,122
神奈川県	5,349	6,953	22,746	15,649	21,113	14,368	15,256	7,695	6,911	5,744	8,563

東京都は処分件数を1件として計上している。

3 不服申立ての状況

(1) 不服申立て事案の推移(件)

年 度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
知事部局	9	17	30	10	24	62	61	20	15	11	16	14
教育委員会	10	6	8	3	23	26	5	4	6	3	28	6
その他	4	5	11	9	8	5	2	2	3	8	4	6
合 計	23	28	49	22	55	93	68	26	24	22	47	26

(2) 不服申立ての処理状況

時 点	不服申立件数	処理済					処理中		合 計
		認容	一部 認容	棄却	却下	取下げ	審議中	検討中	
H26年度末	553	26	59	196	30	124	79	39	553
		435					118		

件数はH13年度からの累計数

(3) 平成26年度の処理状況

26年度中の 処理件数	裁決・決定				取下げ	合 計
	認容	一部 認容	棄却	却下		
	2	2	13	0	1	18
	17					

## 本県の情報提供の状況について

県民に対する説明責任を全うし、開かれた県政を実現していくためには、開示請求によるまでもなく、県政に関する情報を県民がいつでも見られるようにしておくことが大切である。

そして、大量請求等の問題を経験した本県においては、情報提供を推進することは開示請求制度の円滑な運用のためにも有効な施策であると考えられることから、情報提供施策の一層の推進に取り組む必要がある。

### 1 県政情報の公表について

県の基本計画、主要事業の状況、県民生活の安全と密接に関係する情報などを県民に積極的に公表するため、「県政情報の公表に関する要綱」を制定し、千葉県文書館において公開している。

平成26年度の公表資料件数は、1,953件となっている。

主なものとしては、

「大気中の空間放射線量の測定結果」「千葉県毎月常住人口調査月報」「千葉県鉱工業指数月報」「水質・底質放射線物質モニタリング調査結果」などである。

県政への透明性を高めるため、重要施策の情報発信やパブリックコメントを通じた積極的な公開のほかにも、徹底した情報公開を進め、県民への説明責任を果たしていくこととしている。

#### 千葉県ホームページ

千葉県では、重要な媒体であるインターネットによる情報提供として、千葉県ホームページを平成8年5月に開設している。

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
アクセス数	120,819,992	101,923,274	108,461,468	137,831,605	167,540,187

### 2 行政資料有償頒布について

「行政資料有償頒布実施要綱」を制定し、県の作成する行政資料を文書館で一般県民向けに販売している。

平成26年度の頒布状況は、542種類の行政資料を頒布対象とし、272種類を販売した。

主なものとしては、「千葉県職員録(平成26年5月1日)」「公用文作成の手引」「平成26年度版 千葉県環境白書」などである。

## 平成26年度の主な公表情報

実施機関又は部局	公表件数	主な公表資料の名称（文書館行政資料室における公表）
総務部	182	知事等交際費執行状況
		庁議
		市町村長名簿の公表について
総合企画部	174	毎月勤労統計調査地方調査結果
		千葉県毎月常住人口調査月報
		千葉県鉱工業指数月報
健康福祉部	246	指定薬物を含有する危険ドラッグの発見について
		食中毒の発生について
		感染症の予防のための情報提供について
環境生活部	168	水質・底質放射線物質モニタリング調査結果
		光化学スモッグの発令状況
		全国交通安全運動の実施について
商工労働部	130	千葉県中小企業経営革新計画の承認について
		ちばの旅
		観光情報
農林水産部	198	豚流行性下痢（PED）の発生事例について
		死亡牛の牛海綿状脳症（BSE）検査結果について
		ちばが旬！販売促進月間について
県土整備部	146	景観セミナーの開催について
		県立柏の葉公園内の空間放射線量について
防災危機管理部	152	千葉県内における熱中症による緊急搬送状況について
水道局	20	発注見通しに関する事項の発表
企業庁	19	平成26年度企業庁事業決算見込みの概要について
病院局	14	千葉県がんセンターにおける腹腔鏡下手術の死亡事例の検証について
教育庁	330	「ちばアクアラインマラソン2014」参加ランナーの申込み状況について
		千葉県教育委員会会議資料
警察本部	26	交通安全運動
		訓令・通達
人事委員会他	148	議長交際費執行状況
計	1,953	

(平成27年3月31日現在)

## 主な有償頒布行政資料

平成26年度（平成27年3月31日末現在販売部数の多いもの）

	行政資料名	作成課	販売部数
1	千葉県職員録（平成26年5月1日）	総務課	10,180 (25)
2	公用文作成の手引	政策法務課	991 (130)
3	平成26年度版 千葉県環境白書	環境政策課	295 (1)
4	平成26年度版 千葉県環境白書 資料編	環境政策課	293 (1)
5	職員の給与等に関する報告及び勧告（平成26年版）	人事委員会任用課	206
6	千葉県病院名簿（平成26年4月1日）	医療整備課	123 (1)
7	開発許可制度の解説（都市計画法編）	都市計画課	81 (2)
8	防災誌「関東大震災」	防災政策課	70 (5)
9	首都圏自然歩道 関東ふれあいの道 千葉県内ルートマップ	自然保護課	68 (4)
10	防災誌「元禄地震」	防災政策課	63 (5)
	その他		1,516 (38)
	合計（542種類）	272種類	13,886 (212)
販売部数欄の（ ）書の外数は地域振興事務所等分		販売額 5,365,080円 (ほか地域振興事務所分145,080円)	

平成25年度（平成26年3月31日末現在販売部数の多いもの）

	行政資料名	作成課	販売部数
1	千葉県職員録（平成25年5月1日）	総務課	10,539 (37)
2	公用文作成の手引	政策法務課	1,213 (103)
3	平成25年度版 千葉県環境白書 資料編	環境政策課	299
4	平成25年度版 千葉県環境白書	環境政策課	298
5	職員の給与等に関する報告及び勧告（平成25年版）	人事委員会任用課	195
6	関東ふれあいの道 千葉県内ルートマップ	自然保護課	118 (7)
7	開発許可制度の解説（都市計画法編）	都市計画課	117 (2)
8	東日本大地震の記録	防災政策課	115 (5)
9	開発許可制度の解説（宅地造成等規制法編）	都市計画課	109 (2)
10	千葉県病院名簿（平成25年4月1日）	医療整備課	97 (2)
	その他		2,045 (35)
	合計（504種類）	292種類	15,145 (193)
販売部数欄の（ ）書の外数は地域振興事務所等分		販売額 6,020,090円 (ほか地域振興事務所分214,810円)	



## 議題 4 号

## 工事等の金額入り設計書の交付手続の見直しについて

## 1 概要

入札に参加しようとする事業者にとって、過去の入札において設定された最低制限価格等の検証や積算の研究のため、入札執行済みの工事等の金額入り設計書を入手することが有益であり、これらの情報を開示請求するケースが近年特に増加している。

そこで、事業者の利便性の向上と実施機関の事務負担の軽減のため、開示請求によらなくとも、これらの情報を提供する新たな枠組みを設けようとするもの。

## 2 現状の手続と問題点

工事等の金額入り設計書の開示請求は、開示決定等の件数を基準にカウントした場合、総数約 6 0 0 0 件に対し、2 0 0 0 件を超えるまでになっており、さらに増加する傾向にある。

また、積算単価等が公表されていて、ごく一部の例外を除いて全部開示としてきたこれまでの実績から、情報提供による対応が可能と考えられるが、一般の開示請求手続に依っているため、実施機関の事務負担の増加をもたらしているとともに、事業者の迅速な情報入手の妨げとなっている。

具体的には下表のとおりである。

手 続	問 題 点
開示請求書の提出	様式中の「行政文書の件名又は内容」が一般的な記載なので、発注機関、開札日等、工事案件の特定に必要な情報が、事業者にもかかわらず、記載が徹底されず、発注事務所の検索や工事案件の確認に総合窓口や担当課（所）の負担となっている。
開示決定等の通知書の作成	情報提供と比較して開示決定通知書の作成・押印等の事務に時間を要している。
写し等の交付申請書の作成	すべての事業者が CD - R 等の交付を前提に請求しているにもかかわらず、開示決定等を行った上で、交付の段階でさらに写し等の交付申請書の作成を求めている。

## 3 改善案

工事等の金額入り設計書の写しについて、別紙 1「見直し案フロー図」のとおり、開示決定通知書の作成を不要とするなど、より簡易な方法により提供することとする。

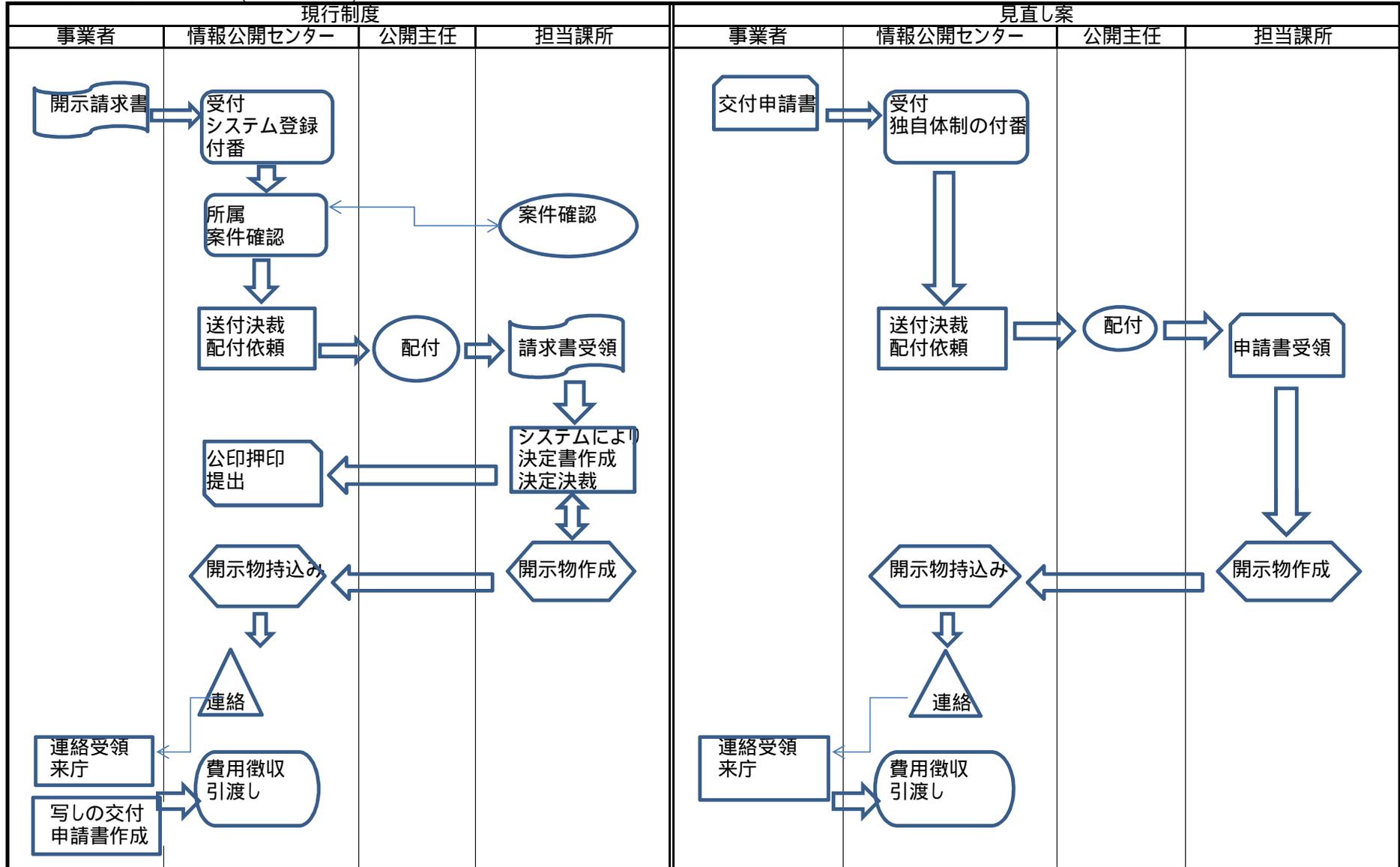
そのため、別紙 2「知事部局の各課（所）が発注した工事等の金額入り設計書等の写し等の交付に関する要領（案）」（実施機関ごとに制定）を制定し、開示請求手続と異なる情報提供制度を新設する。

## 4 他県の状況

本年 5 月 2 0 日に調査したところ、東京都、神奈川県、埼玉県等 1 2 の都府県において、開示請求手続と異なる簡便な手続により情報提供を行っている。

見直し案フロー図(新旧対照)

<別紙 1>



知事部局の各課（所）が発注した工事等の金額入り設計書等の写し等の交付に関する要領  
（案）

平成28年4月1日

1 目的

この要領は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第26条及び知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第7の1の趣旨に従って、知事部局の各課（所）が発注した工事及び業務委託（以下「工事等」という。）の金額入り設計書等の写し等を県民等からの求めに応じて交付する場合の手続を定めるものとする。

2 交付の対象となる工事等

交付の対象となる工事等は、契約締結が完了したもの（議会の議決に付すべき契約については、当該議決を経たもの。）とする。

3 交付する金額入り設計書の範囲

交付する金額入り設計書の範囲は、原則として次の情報を除いた範囲とする。

- (1) 農林水産部で使用する積算システムにおいて設定されたコードで、第三者に開示しないこととなっている部分
- (2) (1)の他、条例第8条各号による不開示情報に該当する部分

4 交付の申請

交付を受けようとする者は、工事等の金額入り設計書等の写しの交付申請書（別記様式。以下「交付申請書」という。）を総合窓口又は出先機関窓口に提出するものとする。

5 交付の期限

交付の期限は、原則として交付申請書の受付を行ってから30日以内とする。

6 費用の徴収

交付に係る費用の徴収については、要綱第4の8に準ずるものとする。

附則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。



(議題第4号 参考)

1 金額入り設計書の開示請求が増加する理由

かつて、工事等の入札に当たっては、予定価格が非公表とされ、その最低制限価格が予定価格に対する割合で設定されていたが、近年、予定価格の事前公表が原則となり、逆に最低制限価格や低入札調査価格が複数の設計項目ごとに設定された割合で算出されるようになった。

入札参加業者は、予定価格と最低制限価格等の範囲内で競争することになるが、入札結果の検証や、次の入札への参加のための積算の参考として、金額入り設計書を手し、実際の最低制限価格等の精査を行うことが有益となっている。

2 全部開示での対応の比率

平成25年度の金額入り設計書の開示請求では、決定件数(複数の工事等を単一決定で行う場合がある。)2003件のうち、全部開示が1976件(98.7%)であり、部分開示は27件(1.3%)に過ぎない。

3 件数の変遷(開示請求におけるCD-R交付の件数)

23年度	24年度	25年度	26年度
342	589	1,007	1,334

開示請求におけるCD-Rの交付は、ほとんどが工事等の金額入り設計書のものであるため、その変遷が工事等の金額入り設計書の請求状況の変遷に相当する。

4 金額入り設計書で不開示となった情報

- (1) 農林水産部で使用する積算システムに係る使用許諾契約において、設定されたコードを第三者に開示しないこととなっている部分。
- (2) 一般社団法人経済調査会等発行の刊行物から引用している積算単価は、発行者から発行日から3カ月以内の公表を行わないように要請があり、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとして、不開示としている。

5 現在、行われている情報提供の対象項目(継続的に対応している項目)

項目	対応課(所)
食品営業許可情報 理容所・美容所許可情報 等	13健康福祉センター
建築計画概要書	建築指導課
宅地建物取引業者一覧	建設・不動産課
医療法人の事業報告書	医療整備課

6 法体系に関する整理

現 行	変 更 後
<p>情報公開条例                      第7条                      開示請求書の提出                      第12条                      開示請求者に対し開示決定等の内容を書面により通知                      第17条                      開示の実施</p> <p>事務取扱要綱                      第2 情報公開窓口の設置等                      2 行政文書開示請求管理システムの使用                      第3 行政文書の開示に係る事務                      3 開示するかどうかの決定                      第4 行政文書の開示の実施                      8 写し等の交付</p>	<p>情報公開条例                      第26条                      県は、～中略～情報の提供に関する施策の充実を図り、県民が～中略～情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。</p> <p>事務取扱要綱                      第7 情報の提供                      1 情報の提供                      ～略～既に公表されているもの、～略～などで対応が可能なものについて、県民等から情報の提供を求められた場合、担当課(所)は、行政資料の提供等、求めに応ずるよう努める。                      2 写し等の交付</p> <p>特化した受付体制の新設                      金額入り設計書の写し等の交付に関する取扱い要領等の制定</p>

情報の提供が可能な事項について、開示請求書の提出を求めるなど、原則どおりの開示請求手続から、条例第26条の趣旨に即して情報提供の制度に移行することは、情報公開の総合的な推進に寄与するものと考えられる。

7 他の方法に関する検討

他の方法として、インターネット等を通じて、閲覧させることも考えられるが次の観点から、説明資料「3 改善案」のとおりとしたい。

(1) 全設計書の情報をインターネットにより一律に公表すれば、設計業務を業とするコンサルタント業者の利益を侵害することも考えられる。

現に、そのような方法をとる自治体(1か所)においては、希望者に開示請求をさせ、開示決定時にアクセスのためのIDコード等を教示する方法で、閲覧資格に制限を付しているとのことであり、開示請求に係る手続が同じであることから、このよう方法では十分な事務改善が図れない。

(2) インターネットによる公表とするためには、システムの構築が必要であり、新たな投資が必要となる可能性がある。

## 議題5

## 苦情処理等の報告について

苦情処理状況（件）

（H27.9.16現在）

年度 処理結果	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
実施機関に是正を求めた事案	4	1	1	6	5	7	6	5	0	2	37
実施機関の対応に不適切な点がなかった事案	7	9	12	19	4	9	16	10	15	4	105
行政不服審査法など他制度により処理されるべき事案	9	2	2	0	0	0	3	3	2	0	21
取下げの事案	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2
処理中の事案	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度別苦情件数 (申出実人数)名	20 (6)	12 (2)	16 (2)	25 (2)	9 (6)	16 (2)	25 (2)	19 (2)	17 (1)	6 (2)	165 (11)

参考 平成27年度の苦情申出件数は12件（H27.9.16現在）

1件処理済み...実施機関に是正を求めた

	(H27)苦情1
申出人	A
申出日	平成27年5月27日
実施機関	知事 (総務課・政策法務課)
苦情の内容	<p>平成22年2月12日付け総第1939号で行政文書不開示決定及び行政文書部分開示決定の処分を受けたので、同年4月1日に異議申立書2通を千葉県知事に提出した。</p> <p>また、平成25年3月27日に千葉県情報公開審査会あて反論意見書を提出した。</p> <p>その後、平成27年5月11日に総務部政策法務課に処理状況を尋ねたところ、千葉県情報公開審査会での答申の見通しをいえる状況ではない、との回答であった。</p> <p>これでは、処理に時間がかかりすぎている。</p> <p>千葉県は、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の推進のため、県の保有する情報の一層の公開を促進する種々の施策を講じ、県民もこれに協調し提言を行うなど努力してきたが、請求した情報公開請求が5年を経て未だ解決しない異常な状況は速やかに解消しなければならない。</p> <p>また、処理の途中経過が請求者に見えないシステムは改善するべきで、不服申立ての処理状況は、1件ごとの申立ての概要と処理経過がわかる公表が、情報公開の公正な運用のために必要である。</p> <p>この方法(工程表)の公表により、不適正な請求が県民に情報提供されることから淘汰され、適正な不服申立ての運用に利すると考えられる。</p>
調査委員	佐野委員・桑波田委員
調査の状況	平成27年6月30日
苦情処理部会 審議状況	H27.8.28(処理結果検討)
処理結果 概要 (案)	<p>ア 総務課によれば、異議申立人の担当者が、この案件を整理・検討するため、持ち帰り、その後回答がなかったため、結局、諮問までに2年7箇月の期間が経過したということであるが、異議申立ての趣旨等が不明確な場合でも、条例第20条第1項の趣旨からは、これを収受し、速やかに諮問すべきである。</p> <p>本件の場合、諮問までに要した期間が2年7箇月となっており、これは通常想定される期間の範囲を著しく超過し、本件異議申立ての処理の遅延の原因の一つとなっていることから、事務処理は不適切であり、是認することはできない。</p> <p>イ 一方、諮問から2年以上経過していることについては、一時的に大量の行政文書の開示請求と異議申立てが行われたことに伴い、その処理に多大の時間を要しており、諮問の順に対応していることを鑑みると、やむを得ない事情を有していると思料される。</p> <p>ウ しかし、苦情申立人の主張するとおり、本件苦情に係る異議申立てについて、不開示決定等の処分から5年を経て未だ終結していない状況を是正すべきであり、条例を所掌する政策法務課は、審理の迅速化に向けて必要な検討を早急に行うべきである。</p>

	(H27)苦情2
申出人	A
申出日	平成27年7月31日
実施機関	教育委員会(福利課)
苦情の内容	<p>平成27年7月7日午前10時ころ、情報公開センターにおいて、教育庁福利課から情報の開示を受けようとした。</p> <p>福利課Yの隣に男が座り、福利課担当者と私の話を聞いていたので、変に思い確認したところ、教育総務課Sであった。今日の開示は福利課の担当であることから、事情を福利課班長Zの説明を求めたが、(回答がなく)私は帰った。その後福利課は、開示すべき情報を情報公開センターに預けておくから、勝手に閲覧するよう通知してきている。</p> <p>これは明らかに「知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要領」第4の5担当課(所)の職員の事務(3)に違反している。</p> <p>「預けておく」とは第三者に依頼又は委託する行為であり、貴推進会議はこれを福利課が説明しようとしたと、行政庁の代弁をすることは許されない。もし、福利課が再度の開示をするつもりならば、新たな日時を連絡したはずだからである。</p> <p>条例とその運用手続を履行しない福利課上記三者を措置するよう、教育長に速やかに勧告すべきである。そして7月7日に混乱を作りだした班長に、その事情を説明させるとともに直ちに本件開示を実施すべきである。</p>
調査委員	
調査の状況	
苦情処理部会 審議状況	
処理結果	

	(H27)苦情3
申出人	A
申出日	平成27年7月31日
実施機関	教育委員会(福利課)
苦情の内容	<p>平成27年7月28日午前9時45分頃、情報公開センターにおいて教育庁福利課から情報の公開を受けようとしたところ、7月7日にセンターに押しかけ、開示を混乱させ、開示を受けられなくした教育総務課Sが再び顔を伏せて座っていた。</p> <p>福利課Wは「この形で開示をさせてもらいます」と発言し、その発言はその場で本人に確認後、すぐに書き留めた。</p> <p>「それほど開示に関する説明が不安なら、福利課の他の職員が来ればよい。どうしても他課の助けがなければ開示できないというなら、この人(S)に後ろにある衝立の後ろに待機してもらえばいい。そして必要があれば、声をかけ、相談すればいい。」「だめです。隣に座ってもらいます。」「これでは今日は続けられなくなってしまいますよ。」その後、給付班Wの居丈高な発言に符牒を合せるようにSが「もういい、行こう、行こう」とWに指示した。</p> <p>本年度に入って、教育庁が行う情報公開が極めて深刻な不当不法な場と化している。開示と称して県民を呼び出し、今度は呼び出した県民を恫喝したあげく、自分たちの指示に従わないと置き捨てて退席する。</p> <p>しかも、事務分掌を無視し、福利課が担当課として行う開示事務を、福利課長は教育総務課長に丸投げし、教育総務課はこの機会を利用して、請求者県民を監視し、威嚇、威圧しようとした。貴推進会議は、この事態を看過せず、再発防止のため、上記関係者を指導措置するよう教育長に勧告し、速やかに事態を正常化させ、開示を受けることができるようにすべきである。</p>
調査委員	
調査の状況	
苦情処理部会 審議状況	
処理結果	

	(H27)苦情4
申出人	A
申出日	平成27年7月31日
実施機関	教育委員会(松戸南高校)
苦情の内容	<p>教育長が行った行政文書開示決定通知書(平成27年7月24日付け松南第210号)。  上記決定書によれば、この決定に不服があれば異議申立てをすることができるという。  開示するものに異議申立てができるという教示は、当方に開示するな、ということと  当方に異議申立てをすることができることを教示している。  再三指摘するように、この決定は支離滅裂であり、常人では対応できない。  条例上、開示決定に異議申立てができる理由を明らかにすべきである。</p>
調査委員	
調査の状況	
苦情処理部会 審議状況	
処理結果	

	(H27)苦情5
申出人	A
申出日	平成27年8月12日
実施機関	教育委員会(教育総務課)
苦情の内容	<p>教育長は、教総第452、453、455号(いずれも平成27年8月6日付け)において、開示日時を8月18日午前9時30分とする通知を行った。</p> <p>教育長は、この日この時間に開示を受けることができないことを承知の上で、開示日時の設定を行った。</p> <p>本件苦情の原因となる事件が発生するわずか3日前、私は教育長から土日を除くと、わずか4日後に開示する日時指定の通知を受けた。決定通知を受けて4日後の開示は常識的に考えれば無理な事は誰でもわかることである。</p> <p>そこで、「情報開示の日程等について(連絡)」(平成27年8月5日)で上記日時設定の不当を指摘し、改善されない場合は、本件に類似する前年度の苦情申立てに続いて再び苦情の申立てを行うことを警告した。</p> <p>しかし、教育長は私の訴えを無視し、8月18日(火)午前10時に口頭による意見の陳述を実施する決定を行いながら、同日午前9時30分より開示をする決定通知を行った。</p> <p>他の苦情申立ての際に指摘したが、本年度配置換えによって、教育総務課担当者(主査)が交代して以来開示事務が拙劣となっており、教育総務課長及び担当者を厳しく指導措置しなければ、混乱はさらに深化する。</p> <p>情報公開推進会議において、この間の事情を精査し、上指導措置を教育委員会に勧告すべきである。</p>
調査委員	
調査の状況	
苦情処理部会 審議状況	
処理結果	

	(H27)苦情6
申出人	A
申出日	平成27年8月12日
実施機関	教育委員会(福利課・教職員課)
苦情の内容	<p>教育長は、教福第233及び教職第405号(いずれも平成27年8月6日付け)において、開示日時を8月25日午前9時30分とする通知を行った。</p> <p>しかし教育長は、この日この時間に当該開示を受けることができないことを承知の上で、かかる不当開示日時の設定を行った。</p> <p>本件苦情の原因となる事件が発生するわずか3日前、私は教育長から土日を除くと、わずか4日後に開示する日時指定の通知を受けた。決定通知を受けて4日後の開示は常識的に考えれば無理な事は誰でもわかることである。</p> <p>そこで、「情報開示の日程等について(連絡)」(平成27年8月5日)で上記日時設定の不当を指摘し、改善されない場合は、本件に類似する前年度の苦情申立てに続いて再び苦情の申立てを行うことを警告した。</p> <p>しかし、教育長は私の訴えを無視し、8月25日(火)午前10時に口頭による意見の陳述を実施する決定を行いながら、同日午前9時30分より開示をする決定通知を行った。</p> <p>他の苦情申立ての際に指摘したが、本年度配置換えによって、教育総務課担当者(主査)が交代して以来開示事務が拙劣となっており、教育総務課長及び担当者を厳しく指導措置する必要がある。そして開示事務を直ちに正常化すべきである。</p>
調査委員	
調査の状況	
苦情処理部会 審議状況	
処理結果	

	(H27)苦情7
申出人	A
申出日	平成27年8月12日
実施機関	教育委員会(福利課)
苦情の内容	<p>教育長が、平成27年8月6日付け教福第237号で発した「行政文書開示請求書の補正について」について</p> <p>この補正要求は、条例第7条第2項及び同事務取扱要綱第3の2(4)に規定する補正要件を満たしていないので、修正を求めた。</p> <p>ア 教育長が行った補正内容は、「福利課が同課以外に対して行った、所掌するどのような事務の合議ないし協議の内容が判明する情報を請求する趣旨であるのか、明確にご説明願います。」というものである。</p> <p>イ 教育長は私に「どのような事務の合議ないし協議の内容」が知りたいのか尋ねているようであるが、私はそもそも「どのような事務」の内容があるか知らないのので、これこれを明らかにするため本件開示請求を行ったのである。</p> <p>ウ 事務内容を知らない者からの開示請求としては、明確である。</p> <p>エ 補正を行う場合、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない義務があり、補正においては所要の情報の提供に努めることを前提としている。</p> <p>右各規定に基づき本件補正を修正した上で、再度補正要請を行うこと。</p>
調査委員	
調査の状況	
苦情処理部会 審議状況	
処理結果	

	(H27)苦情 8
申出人	A
申出日	平成27年8月12日
実施機関	教育委員会(福利課)
苦情の内容	<p>教育長が、平成27年8月7日付け教福第240号-1、-2、-3で発した「行政文書開示請求書の補正について」について</p> <p>この補正要求は、条例第7条第2項及び同事務取扱要綱第3の2(4)に規定する補正要件を満たしていないので、修正を求めた。</p> <p>ア 補正書には、「請求の対象となりうる行政文書は大量となり、あなたにとっても開示の実施における閲覧等に多大な労力をおかけすることになります」とする記載がある。このような文言は情報公開事務とは全く無縁のものである。</p> <p>イ 開示請求者には大量になるか否かは前もって知る由もない。大量であるならば客観的事実を示すべきである。</p> <p>ウ 開示すべき情報が大量であることと、開示すべき情報を特定することは無縁である。</p> <p>エ 補正を行う場合、「実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない義務があり、補正においては「所要の情報の提供に努める」ことを前提としている。</p> <p>右各規定に基づき本件補正を修正した上で、再度補正要請を行うこと。</p>
調査委員	
調査の状況	
苦情処理部会 審議状況	
処理結果	

	(H27)苦情9
申出人	A
申出日	平成27年8月12日
実施機関	教育委員会(福利課)
苦情の内容	<p>教育庁は福利課Wをして、条例の「事務取扱要綱」第4行政文書の開示の実施、5担当課(所)の職員の事務、(1)行政文書の開示の準備等に違反し行政文書の内容の説明を放棄した。</p> <p>平成27年7月28日午前9時45分ごろ、情報公開センターで福利課担当者から開示を受けようとしたところ、7月7日にセンターに押しかけ開示を混乱させ、開示を受けられなくした教育総務課Sが座っていた。</p> <p>そして、上記Sの指示に従って情報公開せず、開示の場から一方的に立ち去った。</p> <p>福利課Wは、条例の趣旨に反し、あたかも開示をしてやると言わんばかりの態度で着席している私をSとともに見下ろし、「これでは開示などできない」(要旨)などと発言した。主権者県民を愚弄する許されない言動をとった、福利課W及び教育総務課Sは条例に明確に違反している。</p> <p>私に対し速やかに情報公開する権利を回復し、条例に規定する開示を行うこと。</p>
調査委員	
調査の状況	
苦情処理部会 審議状況	
処理結果	

	(H27)苦情10
申出人	A
申出日	平成27年8月12日
実施機関	教育委員会(教育総務課)
苦情の内容	<p>平成27年7月7日及び7月28日の福利課の開示の際、教育総務課情報公開担当Sの妨害によって、開示を受けることができなかった。</p> <p>苦情の申出で貴会議にこの間の状況を知らせてきた(苦情2、苦情3)。</p> <p>Sは明らかに職務権限外の違法行為を繰り返している。条例は、開示事務を「開示は担当課職員が行い、必要に応じて、行政文書の内容について説明する」ことを規定している(事務取扱要綱第4の5(3))。センターでは、開示請求者に対し、「行政文書・自己情報の開示の実施について」と標題する書面を設置し、「開示は担当課の職員が行い…」と周知している。Sは福利課職員ではない。</p> <p>教育総務課の事務分掌表では、Sの事務は、「1 行政文書開示請求等に関する総合調整に関すること(略)4 その他情報公開及び個人情報保護に関する事務の指導・調整に関すること」であって、開示の窓口で他課に伴って開示請求者に対面し、開示することではない。Sは特定個人を対象に、職務権限外の行為によって、開示請求者を威嚇、脅迫、威圧しようとしている。</p> <p>条例は、開示を受ける権利を保障しているが、上記Sの妨害行為によって、センターに赴きながらこれらの権利はく奪されている。</p> <p>至急事実を精査し、私が受けた開示を受ける権利はく奪に対して保証を行うとともに、上記Sが妨害行為を行わないようにすべきである。</p>
調査委員	
調査の状況	
苦情処理部会 審議状況	
処理結果	

	(H27)苦情11
申出人	A
申出日	平成27年8月19日
実施機関	教育委員会(教育総務課)
苦情の内容	<p>教育長が、平成27年8月14日付け教福第260号で発した「行政文書開示請求の補正について」について。本件苦情は苦情8に関連する。</p> <p>私が行った請求に対し、今回苦情の申立てをする補正を求めた(平成27年8月6日付け教福第237号)。</p> <p>私は、本件開示請求を二分割し、前者を定例的に福利課以外に合議もしくは協議するために保有する情報、後者を前者以外の情報に分け、前者については、別紙を作成し、その中で情報の類別を行った。しかし、後者については、依然として情報の提供を怠ったままである。</p> <p>このことを踏まえ、下記の理由で指摘するが、開示請求者に対する威圧的、威嚇的、脅迫的な対応を直ちに停止し、請求の内容の補正を求めるならば、条例上の手続に従ってこれを取り行うよう是正されたい。</p> <p>ア 請求内容が不明として補正を行う場合、条例第7条第2項により、「実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」義務があり、また、事務取扱要綱第3、2、(4)開示請求の補正において、「所要の情報の提供に努める」こととなっている。</p> <p>イ その際、実施機関は「開示請求書の記載内容に関連する行政文書名や該当すると考えられる行政文書の名称等が記載されている行政文書目録等を示す」という職責を果たすこととなっている。</p> <p>ウ 教育長が伝えた定例的に保有する情報は、行政文書名や行政文書目録等に該当しない。また、定例的情報外の情報はいくつも提供されていない。</p> <p>エ 開示請求者は、行政がどのような情報を作成し、保有しているか知る由もない。</p> <p>オ 本件開示請求はほぼ1月経過しており、未だ開示に至らない原因は、補正行為にある。</p>
調査委員	
調査の状況	
苦情処理部会 審議状況	
処理結果	

	(H27)苦情12
申出人	A
申出日	平成27年9月1日
実施機関	知事(政策法務課)
苦情の内容	<p>知事は、開示決定(政法第1672号、1673号)の開示を実施する日時で、当方が現実的に対応できない開示日時をあえて指定した。</p> <p>当方に、本件開示決定が送達されたのが、平成27年年8月29日(土)午後5時すぎであった。開示日時は、9月3日午前10時である。29日(土)午後5時過ぎということは、たまたま今回は、当方が本件送達を受ける状況にあっただけで、実質的には土日をはさんで8月31日月曜日に送付を受けたことと同じである。</p> <p>8月31日の翌日から9月1日及び2日をはさんで二日後の9月3日に開示を受けるよう日時設定をすることは、開示日時に赴くため仕事等の調整が不可能な事は知事も承知のことである。このことについて、情報公開班担当者Fは、「都合がつかない場合は別の日時をお知らせください。」とメモ書きした。</p> <p>開示日時の指定に係って過去、同会議は私の苦情を認め「特段の事情が認められない以上、到達予定日の翌日から起算して3日後より後の日時がより適正な指定であったと考えられる。」としている。</p> <p>この苦情は、本件苦情対象担当課である政策法務課が所掌しており、知事は情報公開推進会議の判断を知りながら、あえてこれを無視し、今回の行為に及んでいる。</p> <p>主権者の開示請求する権利擁護のために、関係者を指導措置し、再発防止並びに改善を図るべきである。</p>
調査委員	
調査の状況	
苦情処理部会 審議状況	
処理結果	